

専決処分の報告について（施設損害賠償事故）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年10月29日提出

那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 城間 幹子

## 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年2月17日議会の議決により指定された、1件200万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和3年5月27日

那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 城間 幹子

- 1 事 件 名 施設損害賠償事故
- 2 賠償の相手方  
及び賠償額  
相 手 方 那覇市若狭在住  
賠 償 額 106,789円